

渋川市上下水道事業の経営に関する協議会設置要綱

(設置趣旨)

第1条 本市における上下水道事業の適切な執行管理や経営全般について協議し、事業の円滑かつ適正な推進に寄与することを目的として、渋川市上下水道事業の経営に関する協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議し、市長に対してその結果を報告し、又は意見を述べることとする。

- (1) 水道料金及び下水道使用料に関すること。
- (2) 水道事業及び下水道事業等の経営に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、市長が認めた学識経験者、関係団体及び住民らを代表する12人以内の委員をもって組織する。

- 2 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選出する。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は2年以内とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任することができる。

(会議)

第5条 協議会は、会長が招集し、議長となる。

- 2 会長が、必要と認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- 3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、上下水道局総務経営課総務企画係において処理す

る。

(補足)

第7条 この要綱の定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。(令和2年8月17日決裁)

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。(令和2年10月2日決裁)